

「子ども・子育て支援新制度」における利用者負担額（保育料）の考え方について

- ・平成 27 年 4 月から「子ども・子育て支援新制度」が施行されることになりました。
- ・これまで別々に取り扱われてきた幼稚園や保育所など、小学校就学前のこどもに対する教育や保育を一体的な制度とし、地域の子育て支援も含めて、総合的に推進していくことが目的ですが、ここで移行に際しての考え方を述べておきたいと思います。
- ・新制度においては、それぞれの施設の利用者負担額（保育料）の設定は、国の示す額を限度に実施主体である市町村が定めることとなりますが、現在の幼稚園や保育所の保育料設定には問題が多いと考えてきたので、これを機に、公平性を確保した制度とするよう、担当部局に指示してきました。
- ・これまでの、保護者の所得水準が同じであるにもかかわらず、こどもが保育所に通うか、幼稚園に通うかで、利用者負担額には大きな差がありました。
- ・保育所に対しては、公立か民間かを問わず、国の基準額にさらに市税を投入することにより総額で 3 割程度負担額の軽減を図り、さらに所得階層を独自に細分化して対応してきました。
- ・一方、幼稚園に対しては、これまで国基準に基づく保育料がなく、私立幼稚園の実質負担保育料は、実に公立幼稚園の約 2 倍となっています。
- ・税投入の公平性の観点から、同じ制度のもとでは、公立か私立か、保育所か幼稚園か認定こども園かで、差を設けるべきではありません。子育て家庭を支援するための保育料の軽減は所得に応じて行うべきです。
- ・そして、施設は公平な公の支援のもとで、サービスを競い合うことで切磋琢磨し、結果としてサービス全体が向上する。これが、新制度においてめざす姿です。
- ・考え方としては、市全体として保育所・幼稚園に投じる市税の総額はこれまでと変わらず確保したうえで、この財源を平等に活用できるようにします。
- ・具体的には、新制度においては、公立・私立ともに保育所・幼稚園の保育料の基準額を国が示す仕組みになりますが、その額からさらに利用者の負担を軽減するために税投入する割合を、保育所・幼稚園の公私立いずれに対しても同程度になるよう設定します。
 （現行：保育所のみ対国基準比 70.5% ⇒ 新制度：保育所・幼稚園ともに対国基準比 76.6%）
- ・これにより、基本的には、保育所と市立幼稚園の保育料は上がり、私立幼稚園の保育料は軽減されることとなりますが、限りある財源の範囲内で納得感のある公平性が確保できます。
- ・添付の資料はこのような考え方で試算した素案ですが、今後、議会とも協議していきます。
- ・また、幼稚園について、市立と私立で比較すると、保育料を同一にすることにより、市立幼稚園への税投入が減少し公私間格差は縮小しますが、それでも依然として税投入の格差が大きいのが実情です。
- ・保護者に公平な負担を求める以上、施設側にも同等の経営努力が求められるべきであって、市立幼稚園の設備の充実を求める声があるのは承知していますが、保育料を値上げしても、財源を回して設備の充実等を行う状況にはないと考えています。

- ・以上が、新制度の概要ですが、保育料とは別に、幼児教育の内容充実にはさらに力を入れていきます。これは、幼稚園の民営化と合わせて取り組んできたところであり、就学前教育カリキュラム（案）もできましたので、今後はこれも活用しながら進めていきます。
- ・幼児教育の重要性が叫ばれ、義務化や無償化議論が国においても始まっていますが、大阪市としても、制度上できる範囲での充実に先駆けて取り組んでいきますので、市民の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

平成 26 年 7 月 31 日

大阪市長 橋下 徹